

## 新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。  
 旧年中は大変お世話になり、  
 ありがとうございました。

本年も、社員一同、  
 皆様のお力になれるよう  
 頑張っております。

ご愛顧の程よろしくお願いたします。



### 2025年の干支は乙巳(きのと・み)

さて、今年(2025年)は60干支でいうと、「乙巳(きのと・み)」という年になります。  
 干支は10種類の十干(じっかん)と、12種類の十二支の組み合わせで  
 60種類が存在し、60年で一巡しています。

では、この「乙巳」が表す意味は、どんな意味があるのでしょうか？

まず、「乙」は、「軋(きしむ)」を意味しています。陰陽五行説では木の陰のエネルギーを表しており、植物が成長し広がっていくような状況です。これは柔軟性や協調性を象徴しているともいわれ、周囲との調和を保ちながら自身の目標に向かって進んでいく力を表しています。

つぎに、「巳」はご存じの通り、蛇を表しています。蛇には一般的には、あまりいいイメージが抱かれてはいませんが、古来より豊穡や金運を司る神様として祀られることもあり、神聖な生き物として認識されてきました。たくましい生命力があり、脱皮をするたびに表面の傷が治癒していくことから、医療、治療、再生のシンボルともされています。WHO(世界保健機関)のシンボルにも描かれているのは有名ですよ。

また、運気を上げる縁起物としては定番となっており、蛇の登場する夢を見ると吉兆とされていたり、蛇皮の財布や、蛇の抜け殻を財布に入れて持ち歩くと金運が上がるともいわれています。

巳年生まれの人(2025年)は蛇のように辛抱強く、粘り強い性格を持つとされています。また、知恵や洞察力に優れているともいわれています。

そんなこの2つの組み合わせである乙巳(きのとみ)の年は、多くの人にとって成長と結実の時期となる可能性が高いようです。「乙」は未だ発展途上の状態を表し、「巳」は植物が最大限まで成長した状態を意味します。この組み合わせは、これまでの努力や準備が実を結び始める時期を示唆しています。

早い人では、年内にも具体的な成果が現れ始め、中には大きな結果を手にする人もいるかもしれません。しかし、すべての人が同じペースで結果を得られるわけではなく、成長の速度は人それぞれなので、結果が出るまでに時間がかかる人もいます。そのため、2025年は辛抱強さが試される年にもなります。すぐに結果が出なくても、焦らず粘り強く取り組む姿勢が重要であり、自分のペースを保ちながら着実に前進できる1年にしていきたいと思います。

### CONTENTS

- 新年のご挨拶…………… P.1
- 2025年の干支は  
乙巳(きのと・み)…………… P.1
- 所得・消費・贈与税  
確定申告の準備はお早目に!… P.2
- 所得税 確定申告の  
変更点について…………… P.2
- 確定申告に係る法定申告・  
納期限、口座振替日…………… P.3
- デジタル庁が企業情報を集約し、  
登記変更の負担軽減化…………… P.3
- 介護における「おむつ代」は  
医療費控除の対象?…………… P.3
- 改正育児・介護休業法への  
対応(2025年4月施行)…………… P.4
- 2025年1月～3月度の  
税務スケジュール…………… P.5
- 今月の名言録…………… P.6
- 無料相談会実施中…………… P.6
- ASAKからのお知らせ…………… P.6

最新情報は  
**ASAKのX(旧ツイッター)も**  
 ご利用ください!

随時更新しますので  
 フォローして下さい!



# 所得・消費・贈与税 確定申告の準備はお早目に！



2024年度の個人所得税・消費税・贈与税の確定申告がはじまります。確定申告をされる方は、お早めに資料のご準備が必要です。昨年度に当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきます。(2025年1月中頃予定)  
また、新規にご希望の方がおみえになりましたら、お早めにお知らせください。  
なお、住宅ローン控除や医療費控除など税額還付が可能な申告について、過年度についても5年分は手続き可能なので、あきらめずにご確認ください。

## 確定申告が必要な方

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与所得者で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます) など



# 所得税 確定申告の変更点について

## ◆定額減税の実施と様式変更

2024年分での最も大きな変更点は、定額減税の実施です。これに伴い、申告書の様式が変更されています。配偶者や扶養親族について定額減税を適用する場合には、第二表[配偶者や親族に関する事項]の[その他]欄に「2」と記入します。なお、夫婦双方に所得がある場合で、対象となる扶養親族を有するときには、扶養控除と同様、どちらか一方でしか適用できません。

## ◆住宅ローン控除の特例対象個人

いわゆる住宅ローン控除の適用について、2024年居住分では借入限度額が引き下げられました(最高4,500万円)。ただし、子育て世帯や若年夫婦世帯に配慮して、特例対象個人に該当した場合、従前の借入限度額(最高5,000万円)とされています。この特例対象個人とは、次のいずれかに該当する個人をいいます。

- 夫婦のいずれかが40歳未満であること
- 19歳未満の扶養親族を有すること (※)年齢等は、原則、2024年12月31日の現状による

特例対象個人に該当する場合で一定のときには、第二表[配偶者や親族に関する事項]に一定事項の記入が必要です

### [記入例(一部抜粋)]

2024年居住分として住宅ローン控除を適用する会社員本人の合計所得金額が600万円で40歳未満、かつ、配偶者の合計所得金額が300万円で40歳未満、19歳未満の扶養親族を有する場合の、第一表④④欄、第二表の記入例

#### 第一表 (一部抜粋)

#### 第二表 (一部抜粋)

再差引所得税額 (43)	6500
令和6年分 特別給額控除 (44)	60000
令和6年分 特別給額控除 (45)	0

氏名	生年月日	職業	所得	扶養	控除	その他
花子	5.9.1	専業主婦	300000	○		2
ハル	5.4.1	学生	100000	○		

本人が特例対象個人に該当する場合で、以下に該当する場合には、氏名等を記入し、「住宅」欄の【特個】に○を記入

- ① 本人の配偶者が、同一生計配偶者ではない、かつ、配偶者特別控除の対象とされていないとき、本人の事業専従者ではないとき又は他の納税者の扶養控除の対象とされているとき
- ② 扶養親族が19歳未満であり、他の納税者の配偶者控除又は扶養控除(「住民税」欄の[16]に記入した扶養親族を含む)の対象とされているとき

出典：国税庁「令和6年分所得税及び復興特別所得税の手引き」

本人 + 扶養親族 (本人が適用)

## 確定申告に係る法定申告・納期限、口座振替日

2024年分の所得税と消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の確定申告に係る法定申告・納期限、口座振替日は、次のとおりです。期限内の申告納付、振替口座の残高確認を忘れないようにしましょう。

税目	法定納期限	振替日
所得税	3月17日(月)	4月23日(水)
消費税(原則)	3月31日(月)	4月30日(水)

- ・課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日
- ・参考までに、2024年分の財産債務調書や国外財産調書の提出期限は、2025年6月30日(月)です。



## デジタル庁が企業情報を集約し、登記変更の負担軽減化

デジタル庁は、2026年3月を目途に約500万の企業の登記情報を集約したデータベースを稼働させる予定です。これを全国の地方自治体で使えるようにすることで、事業者が各種申請手続きをする際に、紙の証明書を添付する手間をなくすことができ、自治体の事務作業の負担軽減にもつなげたい考えです。

データベースの対象となるのは、全国の法務局で登記されている法人です。社名や所在地、事業の目的など登記に載せている情報をすべて盛り込みます。

このデータベースが稼働すれば、登記内容の変更などの際に、事業者による紙の登記事項証明書の添付が不要になります。また、自治体側としても、税金、許認可をはじめとする様々な手続きで必要な法人情報をデータベースから検索し取得することができます。

また、データベース稼働後は、補助金などの申請手続きをする際に、現在は事業者が手続きごとに様々な情報を手入力する必要がありますが、法人番号を入力すれば申請に必要な情報が、データベースから自動で入力されるように改良する予定です。

社名や所在地など登記事項に変更があった場合にも、複数の行政機関にわたる手続きも一度で済むようになり、各行政機関はデータベースと連携することで、変更されたデータを自動取得できるようになります。

地方を中心に人手が不足するなか、行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)が急務になっており、この企業情報データベースも行政のDX化を推進する施策の一つとなっています。

このほかにもデジタル庁は、省庁や自治体など様々な機関がばらばらに扱う公的情報を管理するデータベースの整備を進めており、データや機能を共通化することで国民の利便性向上や行政の効率化につなげたいようです。

デジタル庁

## 介護における「おむつ代」は医療費控除の対象？

平均寿命が延びていく中で、超高齢社会が進み、介護人口が年々増加しています。通常、幼児等に使用したおむつ代は、医療行為ではないので医療費控除の対象とはならないのですが、“寝たきりの者”に使用したおむつ代については、一定の書類を確定申告書に添付するなどの要件を満たすことで、医療費控除を受けることができます。

医療費控除の対象となる医療費とは、自己又は生計一の配偶者や親族について支払った医療費のうち、医師等による治療等に必要な医薬品の購入等又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものを指しています。傷病により、おむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている者のおむつ代については、医師による治療を受けるため直接必要な費用として、医療費控除の対象となります。

おむつ代について医療費控除の適用を受ける場合は、医療費控除の明細書のほか、原則として、治療を行っている医師が発行した「おむつ使用証明書」を確定申告書に添付等しなければなりません。ただし、例外として、「おむつ使用証明書」に代えて「主治医意見書の内容を確認した書類等」の添付等でもよいとされています。

これまでの確定申告では、医療費控除が適用される1年目においては、「おむつ使用証明書」の添付等が必須とされていましたが、2024年分以降の所得税等の確定申告では、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、要介護状態の長期間継続が見込まれる場合には、最長48か月間の要介護認定が可能とされたこと等を踏まえて、適用1年目においても、「主治医意見書の内容を確認した書類等」を添付等する例外的な対応が可能となっています。



## 改正育児・介護休業法への対応(2025年4月施行)



2025年4月1日と10月1日の2回に分けて、改正育児・介護休業法が施行されます。4月に施行される内容は、就業規則(育児・介護休業規程等)や労使協定の修正が必要なものと、会社として運用方法を決めておくべきものがあります。以下では、この双方について解説します。

### ◆ 規程等の修正が必要な改正

#### (1) 子の看護休暇の見直し

現在、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が取得できる「子の看護休暇」について、対象となる子の範囲が小学校3年生が修了するまでに拡大されます。また、休暇の名称が「子の看護等休暇」に変わり、取得事由として、これまでの①病気・けが、②予防接種・健康診断に加えて、③感染症に伴う学級閉鎖等、④入園式、卒園式、入学式が加わります。

#### (2) 子の看護休暇・介護休暇の見直し

現在、労使協定を締結することで子の看護休暇および介護休暇を取得できる人から、「継続雇用期間6ヶ月未満の従業員」が除外できますが、これが廃止されます。労使協定を締結している会社では、労使協定の見直しが必要です。なお、週の所定労働日数が2日以下の従業員については、改正後も除外規定は存続しています。

#### (3) 所定外労働の免除

3歳未満の子を養育する従業員が請求したとき、会社は所定労働時間を超える労働を命じることができません。これについて、請求可能となる従業員の範囲が、小学校就学前の子を養育する従業員に拡大されます。

#### (4) 名称の変更

上記の改正に伴い、名称が「子の看護休暇」から「子の看護等休暇」に変更されます。

なお、取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

### ◆ 運用の整備が必要な改正

#### (1) 雇用環境整備

従業員の介護離職防止のために、介護休業・介護両立支援制度等に関し、会社は以下の①～④いずれかの措置を講じることになります。

- ① 研修の実施
- ② 相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の従業員の利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の従業員へ利用促進に関する方針の周知

#### (2) 個別周知・意向確認

会社は、介護に直面したことを申し出た従業員に対し、制度等の内容や申出先、雇用保険の給付金についてを周知し、介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を個別に行うことが必要になります。

#### (3) 情報提供

従業員が介護に直面する前の早い段階(従業員が40歳になるとき等)に、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、介護休業制度等に関する事項を情報提供することが求められます。

#### (4) 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

育児休業の取得状況について公表義務の対象となる企業が拡大され、従業員数1,000人超の企業から従業員数が300人超の企業へととなります。

具体的な公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。年1回、公表前事業年度の終了後、おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表することになります。

なお、これらの他に、3歳未満の子を養育する従業員や要介護状態の対象家族を介護する従業員が、テレワークを選択できるようにすることが努力義務化されることなども盛り込まれています。広範な対応が求められるため、早めに準備に取り組むことをお勧めします。

## 2025年1月～3月度の税務スケジュール

内容	期限
前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限 1月10日(金)
前年下期分源泉所得税の納付(納期特例)	納期限 1月20日(月)
前年11月決算法人の確定申告 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉	申告期限 } 納期限 } 1月31日(金)
2、5、8、11月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告(消費・地方消費税)	
法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
5月決算法人の中間申告(半期分) 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉	
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月毎の中間申告(消費税・地方消費税)(9月決算法人は2ヶ月分)	
固定資産税の償却資産に関する申告	
支払調書の提出・給与支払報告書の提出	
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	

内 容	期 限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限 2月10日(月)
前年12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	申告期限 } 納期限 } 2月28日(金)
3・6・9・12月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告(消費税等)	
6月決算法人の中間申告(半期分)〈法人税・消費税・法人事業税・法人住民税〉	
法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の3・6・9月決算法人の3月毎の中間申告(消費税等)	
消費税年税額が4,800万円超の11・12月決算法人除く法人の1月毎の中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)〈消費税・地方消費税〉	
固定資産税(都市計画税)の納付(第4期分)	

内 容	期 限
2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限 3月10日(月)
前年分所得税の確定申告、所得税確定損失申告書の提出、前年分贈与税の申告	申告期限 } 納期限 } 3月17日(月)
前年分所得税の総収入金額報告書の提出、確定申告税額の延納の届出書の提出	
国外財産調書の提出、個人都道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告	
1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	申告期限 } 納期限 } 3月31日(月)
個人事業主の前年分の消費税・地方消費税の確定申告	
1・4・7・10月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
7月決算法人の中間申告(半期分)〈法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税〉	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の4・7・10月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税年税額が4,800万円超の12・1月決算法人を除く法人の1月毎の中間申告(消費税・地方消費税)(11月決算法人は2ヶ月分)	

## 今月の名言録

### 人生・仕事の結果 = 考え方 × 熱意 × 能力

この公式は、平均的な能力しか持たない人間が偉大なことをなす方法はないだろうかという問いに、私が自らの体験を通じて答えたものです。

能力とは、頭脳のみならず健康や運動神経も含まれますが、多分に先天的なものです。

しかし、熱意は、自分の意志で決められます。

この能力と熱意はそれぞれ0点から100点まであり、それが積でかかると考えると、自分の能力を鼻にかけ、努力を怠った人よりも、自分には頭抜けた能力がないと思って誰よりも情熱を燃やして努力した人の方が、はるかに素晴らしい結果を残すことができるのです。

そして、これに考え方が加わります。

考え方とは、人間としての生きる姿勢であり、マイナス100点からプラス100点まであります。

つまり、世をすね、世を恨み、まともな生き様を否定するような生き方をすれば、マイナスがかかり、人生や仕事の結果は、能力があればあるだけ、熱意が強ければ強いだけ、大きなマイナスとなります。

素晴らしい考え方、つまり人生哲学を持つか持たないかで、人生は大きく変わってくるのです。

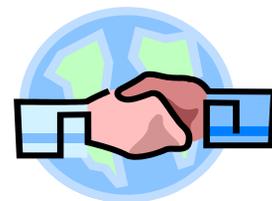
(「心を高める、経営を伸ばす」 稲森和夫著 PHP研究所)



## 無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

## ASAKからのお知らせ

繁忙期につき2ヶ月間お休みです！ 次は4月発行

次号のInsight Review (Vol. 215)は、業務上の都合により2ヶ月のお休みをいただき、2025年4月1日の発行を予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

## 事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1

TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士

浅岡 和彦

不動産鑑定士

佐々木 勝己

社会保険労務士

松永 裕美

